

総務企画委員会資料

(部外局編)

令和 4 年 4 月

会 計 事 務 局
議 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局

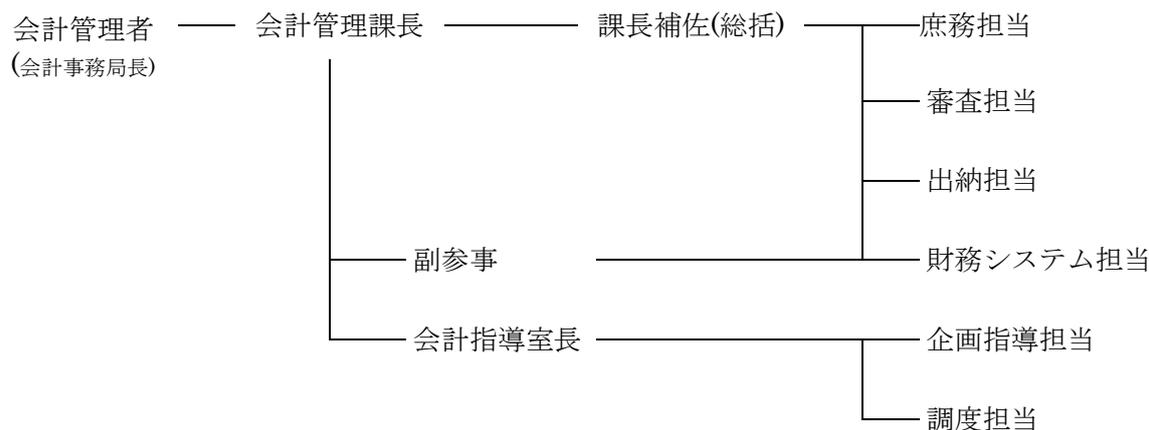
会計事務局

1 会計事務局の運営方針

歳入・歳出に基づく現金の出納・保管、予算執行の事前審査と支出の審査、財務会計システム及び給与システムの運用、財務会計事務の検査指導と研修の実施、物品の集中調達などの業務を通じ適正な財務会計事務の遂行に努める。

2 組織(45名)

令和4年4月1日現在



3 令和4年度当初予算

(単位:千円)

事 項	予算額	財源内訳	
		特定財源	一般財源
職員給与費等	247,449	29	247,420
一般管理費小計	247,449	29	247,420
出納管理事務費	17,875	14	17,861
財務会計指導検査費	974	—	974
収入証紙取扱費	191,022	—	191,022
小切手等支払未済償還金	22,600	51,150	△28,550
会計事務適正化費	981	—	981
物品調達費	41,926	33,274	8,652
印刷事業費	33,699	2,000	31,699
歳入の電子化システム維持管理費	1,231	—	1,231
電子調達システム整備事業費	94,421	807	93,614
システム管理費	255,872	—	255,872
システム共通化事業費	117,825	—	117,825
出納管理費小計	778,426	87,245	691,181
合 計	1,025,875	87,274	938,601

4 会計管理課の事務事業の概要

(1) 庶務事務

地方自治法及び証紙条例に基づき、自動車運転免許手数料、パスポート発給手数料などの県手数料について収入証紙による納付を受けるため、収入証紙売りさばき人の指定と売りさばき人への卸販売及び収入証紙売りさばき収入の調定を行う。

- ・収入証紙の年間売りさばき額 46億2,906万9,220円(令和2年度)

(2) 審査指導事務

地方自治法に規定された会計管理者の職務権限として、支出命令に係る支出負担行為の確認事務を行う。

- ・県費の支出負担行為審査件数 46,786件(令和2年度)

会計法等の規定による都道府県知事への会計事務の委任を受け、会計管理者が「支出官」及び「歳入徴収官」として、国費の支出負担行為の確認、支出事務、国の債権の管理及び歳入徴収事務を行う。

- ・歳出支出件数 2,052件(令和2年度)
- ・歳入調定件数 835件(令和2年度)

(3) 出納事務

納入通知書を発行しない地方交付税などの国庫金等の受入確認、歳出金支払いのための小切手振出し、歳計現金及び基金の保管並びに地方自治法に基づく決算の調製を行う。

また、円滑かつ確実な公金取扱いを維持するため、指定金融機関等の公金取扱い事務の実地検査と指導を行う。

① 歳入事務

- ・受入確認件数 1,851件(令和2年度)
(国庫補助金、税務署還付金、県債等の受入件数)

② 歳出事務

- ・総支払件数 460,184件(令和2年度)
(財務会計システムによる本庁及び公所の合計支払件数)

③ 決算の調製

- ・令和2年度決算書 令和3年7月知事へ提出

④ 指定金融機関等の実地検査

- ・指定金融機関の実地検査 年4回(令和2年度出納分)
- ・収納代理金融機関の実地検査 新型コロナウイルス感染防止のため延期

(4) 財務会計・給与システムの運用事務

県の各機関における財務会計事務及び給与支給事務を効率的に処理するため、財務会計システム及び給与システムを運用する。

- ・財務会計システムの利用所属数: 406所属(令和4年1月1日現在)
- ・給与システム処理対象職員数: 36,894人(令和4年1月1日現在)

※給与システムの処理対象職員には、市町村立学校教職員、警察職員を含む。

(5) 企画指導事務

財務会計事務の効率化に資する改善や地方自治法等の改正に伴う財務規則等の改廃等を行うとともに、財務会計事務の適正な執行を図るため、公所等に対する計画的な実地検査や指導・助言、事務処理能力の向上を目的とした財務会計事務研修会を開催する。

① 公所・か所に対する財務会計事務検査

- ・検査対象機関 268公所・か所のうち36機関を実施(令和3年度)
※新型コロナウイルスまん延防止対策により、検査実施数が減少

② 財務会計担当職員や出納員等を対象とする研修(令和3年度)

- ・新任課出納員研修 年1回開催(1日間) 参加者 約80名
- ・新任地方出納員研修 年1回開催(1日間) 参加者 約60名
- ・財務会計事務初任者等研修 年3回開催(3日間) 参加者 171名
- ・財務会計事務職員研修 年3回開催(3日間) 参加者 約720名
- ・出納員会議 年1回開催(1日間) 参加者 320名
- ・出前研修 随時開催(6回) 参加者 112名

※新任課出納員研修、新任地方出納員研修、財務会計事務職員研修はオンラインで実施

(6) 調度事務

事務の効率化と経費の節減を図るため、本庁各課で必要とする物品の集中調達を行うとともに、物品調達等の入札参加資格者の登録を行う。

また、物品等の調達に当たり、入札手続きや入札結果の公表等を、インターネット経由で行うことにより、事業者の利便性の向上や入札手続きの透明性の確保を図る電子調達システムを運用する。

① 物品の集中調達

- ・調達実績(令和2年度)

[普通物品] 2,232件 1,052,030千円

[常用物品] 153品目(単価契約) 23,870千円

② 物品調達等の入札参加資格者の登録

- ・登録業者数 4,751者(令和4年2月末現在)

③ 電子調達システムの運用

- ・電子調達システムによる契約件数 23,353件(令和2年度)

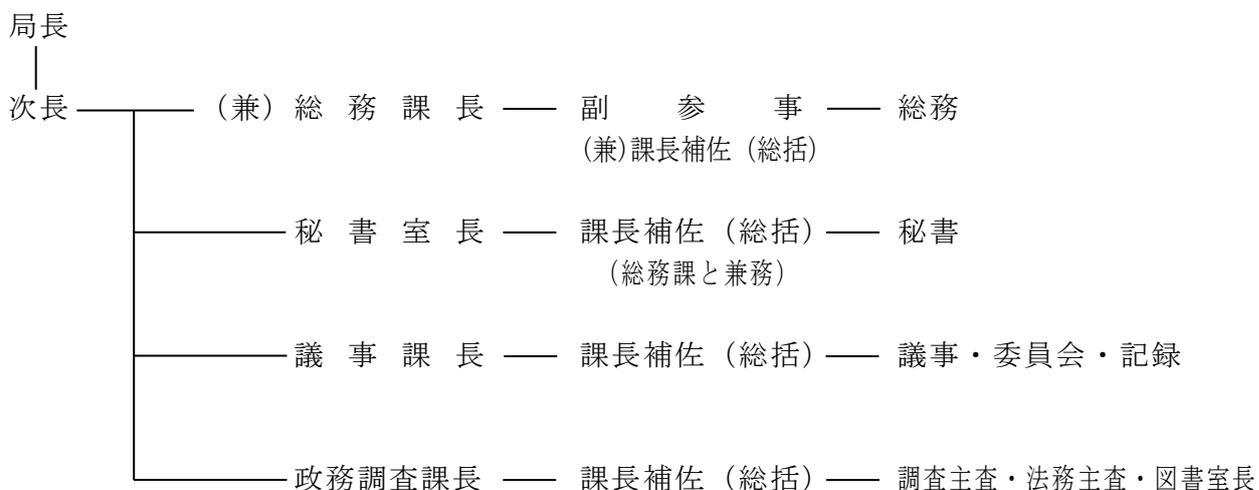
④ オープンカウンター方式(公募型見積合わせ)による随意契約の導入

- ・平成27年4月より全所属・公所において導入可能とした。
- ・オープンカウンター方式による随意契約件数 2,858件(令和2年度)

議 会 事 務 局

1 組織（42名）

令和4年4月1日現在



2 予算

(単位：千円)

事 項	予 算 額	概 要	
議会費	1,252,193	報酬	634,920
		議員期末手当	241,667
		本会議費	109,454
		委員会費	20,868
		広報活動費	1,131
		議会運営費	244,153
事務局費	452,125	職員給与費等	293,575
		本会議費	4,575
		委員会費	12,519
		広報活動費	63,766
		調査活動費	2,472
		議会図書室運営費	7,542
		議会運営費	26,878
		議会庁舎整備費	40,798
計	1,704,318		

3 主な分掌事務

(1) 総務課

- ・公文書の開示に関する事務の総括に関すること。
開示請求 11 件（令和 4 年 3 月末現在）
- ・情報委員会（議会広報以外）に関すること。
- ・予算及び会計事務に関すること。
- ・議員の費用弁償に関すること。
- ・政務活動費の執行等に関すること。
- ・議員の資産公開に関すること。

閲覧 2 件（令和 4 年 3 月末現在）

(2) 秘書室

- ・議長及び副議長の秘書事務に関すること。
- ・議員の履歴及び褒賞等に関すること。
10 年表彰 9 名、25 年表彰 1 名、30 年表彰 2 名（令和 3 年度実績）
- ・議員報酬に関すること。

(3) 議事課

- ・本会議の議事運営に関すること。
- ・議会運営委員会、常任委員会、特別委員会（予算、決算）の議事運営に関すること。
- ・議案、発議書及び意見書等に関すること。
- ・議会の議事等に関する諸規程の制定改廃に関すること。
- ・傍聴に関すること。
（令和 3 年実績（第 1 回定例会～第 4 回定例会、1 月及び 4 月臨時会）
本会議 1,057 名（新型コロナウイルス感染拡大防止のため高校生傍聴は実施せず）
- ・請願及び陳情の受理、付託及び結果の処理に関すること。
（令和 3 年（第 1 回定例会～第 4 回定例会）
請願 9 件（うち採択 2 件）※各定例会に同一請願が各 1 件継続。
陳情 28 件
- ・会議録及び諸会議の記録に関すること。

(4) 政務調査課

- ・県の事務事業の調査に関すること。
- ・議員の照会事項の調査に関すること。
- ・議案、請願、陳情等の調査に関すること。
- ・議員の提出する条例案に関すること。
- ・県政に関する情報及び各種資料の収集に関すること。
- ・議会の広報に関すること。
（令和 3 年度実績）
「いばらき県議会だより」年 4 回刊行、印刷 3,318,540 部、折込 3,049,900 部
- ・特別委員会（予算、決算以外）の議事運営に関すること。
- ・図書室の管理運営に関すること。
（令和 4 年 3 月末現在の蔵書数）
図書類 16,420 冊
刊行物 34,412 部

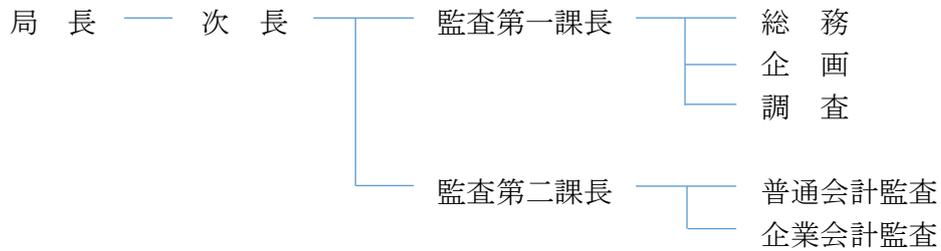
監 査 委 員 事 務 局

1 組 織

(1) 監査委員

白井 平八郎 (議員 非常勤)
 村上 典男 (議員 非常勤)
 深谷 一広 (識見 常 勤 代表監査委員)
 羽生 健志 (識見 非常勤)

(2) 事務局 (18名)



2 令和4年度当初予算

(単位：千円)

事 項	予 算 額	概 要						
監査委員諸費	1 6 4, 5 4 3	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">報 酬</td> <td style="text-align: right;">6, 1 4 0</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">職員給与費等</td> <td style="text-align: right;">1 5 1, 1 5 4</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事務費</td> <td style="text-align: right;">7, 2 4 9</td> </tr> </table>	報 酬	6, 1 4 0	職員給与費等	1 5 1, 1 5 4	事務費	7, 2 4 9
報 酬	6, 1 4 0							
職員給与費等	1 5 1, 1 5 4							
事務費	7, 2 4 9							

3 主な分掌事務

(1) 監査

種 別	内 容	参 考
定期監査	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、毎年度に1回以上行う。	令和3年度：377機関 〔本庁101機関〕 〔出先276機関〕
財政的援助団体等監査	県が出資金、補助金等財政的援助をしている団体等の出納その他の事務の執行について、必要に応じて行う。	対象基準に該当する団体から選定し実施 令和3年度：26団体 〔対象基準〕 ・出資割合4分の1以上 ・補助金等1千万円以上等
住民監査請求に基づく監査	県民から監査の請求があったときに行う。	令和3年度：請求1件 (棄却(一部却下)1)

(2) 検査・審査

種 別	内 容	参 考
例月現金出納検査	会計管理者、公営企業管理者、病院事業管理者が所管する現金出納について、毎月検査を行う。	
決算審査・健全化判断比率等審査	普通会計、企業会計の決算の審査、決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を行う。	(審査対象) ・普通会計(一般会計、特別会計) ・企業会計 〔水道、工業用水道、地域振興、病院、流域下水道、鹿島臨海都市計画下水道〕
内部統制評価報告書審査	内部統制の評価手続及び評価結果に係る報告書の審査を行う。	※内部統制 ・業務遂行上のリスク(不正やミス)を想定し、対応策を事前に講じる取組

人事委員会事務局

1 人事委員会の組織

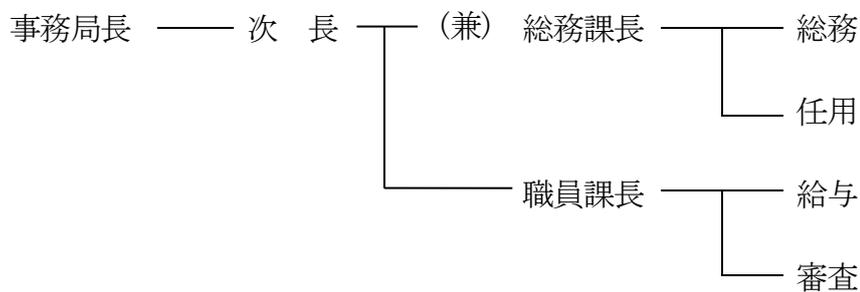
(1) 委員（地方公務員法第9条の2）

委員長：足立 勇 人（弁護士 非常勤）

委員：加藤 多 彦（明利酒類(株)代表取締役社長 非常勤）

委員：清宮 正 人（元県職員 非常勤）

(2) 事務局 16名



2 令和4年度当初予算

人事委員会諸費	141,370 千円
（内訳）報酬	7,896 千円
職員給与費	108,398 千円
事務費	25,076 千円

3 主な事務事業の概要

(1) 人事委員会の開催

人事委員会を開催し、地方公務員法に基づき、職員の任用、給与等、人事行政に関する議案を審議する。

(2) 採用試験等の実施

ア 県職員の採用試験等を実施するとともに、定期人事異動等に伴う昇任選考を実施する。

イ 県職員の採用試験等の受験者をより多く確保するため、パンフレット、インターネット等を通じて情報を提供するとともに、受験希望者を対象として、職員ガイダンスを開催する。

【令和3年度の主な採用試験の実施状況】

試験区分	採用予定人員	受験者 (A)	合格者 (B)	競争率(A/B)
大学卒業程度	173人程度	717人	192人	3.7倍
高校卒業程度	68人程度	386人	85人	4.5倍

※高校卒業程度は小中学校事務を含む。

- (3) 給与等に関する報告及び勧告（地方公務員法第8条、第14条、第26条）
民間企業の給与等との均衡を図るため、職員給与実態調査及び、職種別民間給与実態調査等を実施し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行う。

(参考) 令和3年給与勧告等のポイント

- 月例給の改定なし・ボーナスを引下げ
 - ・ 民間給与との較差（58円、0.02%）が極めて小さいため、月例給の改定を行わない。
 - ・ 期末手当（ボーナス）の引下げ（4.45月→4.30月：△0.15月分）

- 主幹教諭・指導教諭の設置に伴い、教育職給料表を改定（特2級の追加）

- (4) 措置要求及び審査請求事案の審査
職員の勤務条件に関する措置要求事案及び不利益処分に関する審査請求事案の審査並びに職員からの苦情相談を行う。

（令和3年度の係属・処理件数、令和4年3月末現在）

措置要求：0件（うち処理0件）
審査請求：5件（うち処理1件）
苦情相談：19件（うち処理19件）

- (5) 労働基準の監督（地方公務員法第58条第5項）
県の事業所のうち人事委員会が所管する事業所を対象として、労働基準法及び労働安全衛生法に基づく届出及び報告書の受理等を行う。

（令和3年度書面調査実施）

64事業所（知事部局：28事業所 教育庁：24事業所 警察本部：12事業所）